

会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月9日

海田町長 竹野内 啓佑

海田町条例第25号

会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年海田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「356, 792円」を「366, 783円」に、「22, 496円」を「23, 136円」に、「2, 812円」を「2, 892円」に改める。

第8条第1項第2号中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（報酬改定の実施時期等の取扱い）

第15条 この条例において準用する給与条例（これに基づく規則を含む。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の報酬額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例の規定について報酬の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の報酬については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 条例又はこれに基づく規則に別の定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に町長が定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

4 前各項の規定は、第13条第2項において給与条例の規定の例によることとされる通勤に係る費用の弁償の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いについて準用する。

第2条 会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「366, 783円」を「370, 344円」に、「23, 136円」を「23, 360円」に、「2, 892円」を「2, 920円」に改める。

第8条第1項第2号中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）の規定（改正後の報酬等条例第8条第1項第2号及び第15条の規定を除く。）は令和7年4月1日から、改正後の報酬等条例第8条第1項第2号の規定は同年12月1日から適用する。
(報酬の内扱)
- 3 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、宿日直報酬、期末手当及び勤勉手当は、改正後の報酬等条例の規定による報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬、宿日直報酬、期末手当及び勤勉手当の内扱とみなす。